

## 研究開発法人部会での検討内容について

## 1. 議論の進め方

## (1) 平成 29 年度部会

## ① 3 特定法人の共通事項

国家戦略に基づいた世界最高水準の研究開発成果の創出・普及及び活用、国家的課題の解決の先導等といった観点から、見込評価等と次期中長期目標に関する 3 特定法人に共通する事項

## ② 理研の個別事項

平成 29 年度に見込評価等と次期中長期目標を迎える理研固有の事項

## (2) 平成 30 年度以降部会

産総研（現中長期目標：平成 27～31 年度）、物材機構（同：平成 28～34 年度）の個別事項

## 2. 平成 29 年度部会の議論のポイント（平成 28 年度委託調査を踏まえて）

	見込評価等（終了時の検討含む）	次期中長期目標	
全体	<p>○見込評価と中長期目標期間終了時の検討への意見は、3 特定法人の共通事項、法人毎の特性に応じた個別事項に分ける。</p> <p>○見込評価と中長期目標期間終了時の検討は密接不可分で各省の評価・検討は一体的に行われている。CSTI も同様とする。</p> <p>○主務大臣が行った評価と同じ評価を繰り返さない。</p>	<p>○中長期目標を定める前に、CSTI との意見交換や政策討議の場を設けるなどビジョンの共有を図る。</p>	
3 特定法人の共通事項	<p>①「<u>第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）</u>」の実現に向けた取組状況を確認し、次期中長期目標の検討で留意すべき点について提言する。</p> <p>②「<u>基本的な方針（平成 28 年 6 月 28 日閣議決定）</u>」に沿った取組（法人の長のマネジメント、リーダーシップ、世界水準の研究者等の確保・育成、研究者が研究開発に注力する体制等）の実施状況を確認し、次期中長期目標の検討で留意すべき点について提言する。</p>	<p>①主務大臣が定める次期中長期目標が「基本計画」や「基本的な方針」に合致したものであるかを確認し、意見を述べる。</p> <p>②世界最高水準の成果の創出、普及及び活用に必要な事項として特記すべきところを確認し、意見を述べる。</p> <p>③上記の特記すべきところを実現するための業務運営の改善について理研の次期中長期目標への反映状況を確認し、意見を述べる。</p>	
3 特定法人の個別事項	理研	<p>○理事長構想（例：「科学力展開プラン」）の実現に向けた、長のリーダーシップの発揮状況。</p> <p>○中長期目標期間中のトピックス（例：STAP 論文不正問題、革新知能統合研究センター新設、新たなテニユア制度の構築など）への対応状況。</p>	<p>○左記を理研の次期中長期目標にどのように活かしているかの確認。</p>
	産総研	○平成 30 年度の部会で議論	
	物材機構	○平成 33 年度の部会で議論	

(以上)